

一般社団法人 日本歯科技工学会 利益相反委員会規程

(令和2年6月5日制定)

(設置)

第1条 一般社団法人 日本歯科技工学会(以下「当法人」という。)の定款第4条に基づき、利益相反委員会(以下、「当委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 当委員会は会員等の産学連携における研究、教育および調査等の公正・公平さを維持し透明性、社会的信頼性を保持することを目的とする。

(委員会と委員)

第3条 当委員会は、以下に示す委員によって組織する。

- (1) 当法人会長が指名した若干名の会員
- (2) 1名以上の外部有識者
 - 2 選出された委員は、当法人会長が理事会に諮って委嘱する。
 - 3 委員長を選出は、委員の互選により選出し当法人会長が指名する。
 - 4 当委員会委員は、利益相反に関して知り得た内容に関する守秘義務を負う。
 - 5 委員長および委員の任期は当法人の任期に準じ、再任を妨げない。

(所掌内容)

第4条 利益相反 (Conflict of Interest : COI) を適正に管理するために、当法人の定めた利益相反に関する指針(以下、「利益相反指針」という。)に基づいて、次の事項を所掌する。

- (1) 利益相反に係る会員等からの質問、要望への的確な対応
- (2) 利益相反の管理ならびに啓発活動に関する事項
- (3) 利益相反に関する調査、審議、審査の管理、および勧告に関する事項
- (4) その他、利益相反に係る必要と考えられる事項

(細則)

第5条 当規程の施行についての指針および細則は、理事会の議決を経て別に定める。

(改正)

第6条 当規程の改正は、本委員会の発議により、規程検討委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、令和2年6月5日から施行する。
- 2 令和3年5月21日この規程の一部を改正する。